

岐阜県公報

目次

告示

指定猟法禁止区域の指定

(環境企画課)

ページ
一

号外(一) 平成三十一年二月二十七日

告示

岐阜県告示第九十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第一項の規定により次のとおり指定猟法禁止区域を指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定猟法の種類

銃及びびわなを使用する方法

二 指定猟法禁止区域の名称及び区域

名称	区域
岐阜県指定猟法禁止区域	加茂郡東白川村と同郡白川町中川との境界と同村と同町黒川との境界との交点を起点とし、同所から同境界を東進し同町と中津川市との境界との交点に至り、同所から同市と同郡東白川村との境界を北進し同市福岡と同市付知町との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同町と同市田瀬との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し国道二百五十六号との交点に至り、同所から同国道を南進し国道二百五十七号に接続し、同所から同国道を南進し国道十九号との交点に至り、同所から同国道を東進し国道三百六十三号との交点に至り、同所から同国道を南進し国道二百五十七号との交点に至り、同所から同国道を東進し岐阜県と愛知県との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し県道名古屋多治見線との交点に至り、同所から同境界を北進し県道下石笠原市之倉線との交点に至り、同所から

ら同県道を東進し県道多治見恵那線との交点に至り、同所から同県道を南東進し県道上山田寺河戸線との交点に至り、同所から同県道を東進し国道十九号との交点に至り、同所から同県道を東進し県道恵那御嵩線との交点に至り、同所から同県道を北西進し県道大湫恵那線との交点に至り、同所から同県道を北西進し国道四百十八号との交点に至り、同所から同県道を北西進し県道恵那八百津線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道恵那白川線との交点に至り、同所から同県道を北西進し恵那市と加茂郡白川町との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同町切井と同町黒川との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し同町黒川と同町赤河の境界との交点に至り、同所から同境界を西進し同町黒川と同町三川との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同町黒川と同町中川との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し起点に至る線により囲まれた区域

三 指定猟法禁止区域の存続期間

平成三十一年二月二十八日から平成三十一年三月十五日まで

平成三十一年二月二十七日発行

発行者 岐 阜 県

岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜 文芸社